

# 秋田県沿岸漁業改善資金運営協議会設置要綱

## 第1 趣 旨

沿岸漁業改善資金制度の適正かつ円滑な運営を図るため、秋田県沿岸漁業改善資金運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

## 第2 協議事項

運営協議会は、次の事項について協議する。

1. 沿岸漁業改善資金の貸付申請に係る貸付けの適否に関する事項
2. 沿岸漁業改善資金制度の運営に関し必要な事項

## 第3 構成及び運営

1. 運営協議会の委員は、次の者をもって構成する。

ア 農業経済課長

イ 地域振興局農林部長（申請者の住所地所管局。生活改善資金の場合のみ。）

ウ 農業経済課沿岸漁業改善資金管理担当者及び漁協指導担当者

エ 水産漁港課水産業普及指導担当者

オ 水産振興センター地区水産業普及指導員

2. 運営協議会の会長は、農業経済課長とする。

## 第4 意見の送付

運営協議会の会長は、協議検討結果を別紙様式により意見として取りまとめの上、知事に送付するものとする。

## 第5 庶 務

運営協議会の庶務は、農業経済課において行う。

附 則

この要綱は、昭和62年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。